

特定計量器定期検査を受けてください



今年は計量法第19条に基づく特定計量器定期検査の実施年です。下記の日程で検査を実施しますので、対象の計量器を持っている方は検査を受けてください。

《検査日時・場所》

日にち	時間	会場
9/15 (火)	10:30～12:00	八千代支所 休憩スペース
	13:30～15:00	安芸高田市商工会 向原支所
9/16 (水)	10:30～12:00	美土里支所 倉庫
	13:30～15:00	高宮支所 入口玄関前
9/17 (木)	10:30～15:00	クリスタルアージュ 正面入口前
9/18 (金)	10:30～15:00	甲田支所 裏駐車場

問 商工観光課 商工係
☎お太助フォン 47-4024 📠42-1003

障害のある方の後期高齢者医療制度

65歳以上75歳未満で一定程度の障害がある方は、申請により、広域連合の認定を受けた場合、その日から後期高齢者医療制度へ加入することができます。

💡 一定程度の障害

- ・国民年金法等における障害年金…1級、2級
- ・身体障害者手帳…1級、2級、3級、4級の一部
- ・精神障害者保健福祉手帳…1級、2級
- ・療育手帳…㉠、A

《申請方法》

必要書類を用意し、保険医療課医療保険年金係、または各支所窓口係で申請してください。

《申請時必要書類等》

- ・年金証書(障害年金)、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のうちいずれか一つ
- ・現在加入中の医療保険の資格が分かるもの(資格確認書・資格情報のお知らせなど)
- ・マイナンバー(個人番号)の分かるもの
- ・本人確認できるもの

問 保険医療課 医療保険年金係
☎お太助フォン 42-5619 📠42-2130

重度障害者外出支援サービス お太助タクシーチケット



障害がある方の外出を支援するため、市内の指定タクシー業者で利用できるタクシーチケットを交付しています。

《対象者》 ※下記のいずれかの手帳を持っている方

- ・身体障害者手帳(視覚、下肢、体幹、移動機能障害いずれかの障害程度等級が1～3級)
- ・療育手帳(㉠・A) 精神障害者保健福祉手帳(1級)
- ※下記に該当する方は対象外です。
- ・他市町の障害福祉サービス受給者証を持っている方
- ・障害者等通院交通費補助を受けている方
- ・高齢者タクシー利用助成を受けている方

《チケット代金》500円／1枚

《交付枚数》8枚／1か月

(自動車税の減免を受けている場合、4枚／1か月)

※申請月からその年度の3月分までをまとめて交付します。

問 社会福祉課 障害者福祉係
☎お太助フォン 42-5615 📠42-2130

「思いやり駐車場」利用証の申請を受け付けています



思いやり駐車場は、車の乗り降りや歩行が困難な方が公共施設などを利用しやすくなるための駐車場です。

対象の方には利用証を交付しますので、社会福祉課障害者福祉係へ申請してください。



思いやり駐車場利用証

《対象者》 ※下記のいずれかに該当する方

- ・身体障害者(対象等級は障害の内容で異なります)
- ・知的障害者(㉠・A) 精神障害者(1級)
- ・難病患者 要介護度1以上 妊産婦
- ・医師の診断書や意見書などで利用が認められた方
- ※申請には、障害者手帳や母子健康手帳などの証明書類が必要です。

問 社会福祉課 障害者福祉係
☎お太助フォン 42-5615 📠42-2130

生活保護費を追加給付します



対象の世帯に、2013年にさかのぼって生活保護費を追加給付します。

《対象世帯》

- ・2013年8月～2018年9月に生活保護を受給した世帯
- ・2018年10月～2026年3月に生活保護を受給したことがある世帯のうち、追加給付の対象となる基準生活費、加算などを算定されていた世帯

※亡くなられた方は対象外

※本市で生活保護を受給していた期間が対象です。他の自治体で受給していた期間がある場合は、その自治体に問い合わせてください。

《申出方法》

■ 8月時点で生活保護を受給している方

申し出手続きは不要です。9月以降に追加の生活保護費を振込口座に支給予定です。

■ 8月時点で生活保護を受給していない方

対象の生活保護受給期間に世帯主だった方が申し出をしてください。

《申出受付期限》

2027年7月31日(土)

問 厚生労働省 追加給付相談センター
☎0120-179-445
社会福祉課 生活福祉係
☎お太助フォン 42-5615 📠42-2130

特定在留カード 特定特別永住者証明書



在留カードとマイナンバーカードを一体化させた「特定在留カード」と特別永住者証明書とマイナンバーカードを一体化させた「特定特別永住者証明書」の運用が始まりました。

「特定在留カード」「特定特別永住者証明書」は、マイナンバーカードと同様に、コンビニ交付やマイナ保険証として利用できます。

一体化を希望する方は、市民課窓口係が各支所窓口係、または地方出入国在留管理局で申請してください。

※マイナンバーカードとの一体化は任意です。



「特定在留カード」

問 市民課 窓口係
☎お太助フォン 42-5616 📠42-2130

お太助ワゴン・バスなどの公共交通再編



現在の運行体系を維持します

市では、公共交通計画に基づいて交通再編を進めてきましたが、利用者の声や利用実態を踏まえ、交通再編を見送ります。10月以降も現在の運行内容を継続しますので、引き続き現在のダイヤ・運行内容で利用できます。

再編を見送る 主な理由

対話集会などで寄せられた「高齢者の移動手段が不安」との声を受け、利用者アンケートを実施しました。その結果、計画案が実際の利用実態に合わない部分があり、再編すると一部の方が利用できなくなるおそれがあることが分かりました。このため、今回の再編は見送ることとしました。

問 政策企画課 まちづくり推進係 ☎お太助フォン 42-5612